建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年８月21日

四国地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成21年８月３日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　住友金属鉱山エンジニアリング株式会社　越智　克範　愛媛県新居浜市西原町３－５－３　国土交通大臣許可（特―20）第13292号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年６月30日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年８月21日

四国地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成21年８月３日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ジョー・コーポレーション　中岡　大起　愛媛県松山市来住町1344―１　国土交通大臣許可（特―19）第15410号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（電気工事業、管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年７月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年８月21日

四国地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成21年８月３日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社精工舎　圖子　　泰　香川県高松市天神前５―22　国土交通大臣許可（般―19）第10180号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（建築工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年７月３日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年８月21日

四国地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成21年８月３日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社住ゴム産業　四国　葉山　宜正　香川県高松市春日町1591―１　国土交通大臣許可（般―19）第22357号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（土木工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年７月15日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年８月21日

四国地方整備局長　足立　敏之

1　処分をした年月日　平成21年８月３日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ノヴィルパブリックワークス株式会社　久岡　征司　徳島県阿南市津乃峰町新浜72―15　国土交通大臣許可（般・特―17）第15064号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成21年７月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

宅地建物取引業法第67条に基づく公告

下記の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定に基づき、その旨公告する。この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、同法同条の規定に基づき、上記30日を経過した日をもって当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成21年８月21日

関東地方整備局長　菊川　　滋

1　商号　株式会社興和ホーム
2　代表者氏名　代表取締役　沖山富美子
3　主たる事務所の所在地　東京都品川区中延四丁目８番６号
4　免許証番号　大臣⑵第5962号
5　免許年月日　平成16年11月26日

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２１年（家）第１５４８号

滋賀県草津市西大路町１番１号４階
申立人　アイフル株式会社
本籍岡山県岡山市西平島341番地３、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所岡山県岡山市、死亡年月日平成18年２月４日、出生の場所岡山県岡山市、出生年月日昭和34年12月20日、職業不明
被相続人　亡　緒方　隆志
岡山市北区半田町６番41―１号
相続財産管理人　成本　壽師

岡山家庭裁判所

平成２１年（家）第１６５号

高知県安芸市伊尾木2608番地
申立人　西田　京子
本籍高知県安芸市伊尾木2732番地、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所高知県安芸市、死亡年月日平成21年３月５日、出生の場所高知県安芸郡伊尾木村、出生年月日昭和17年２月８日、職業無職
被相続人　亡　近藤　軍一
高知県安芸市日ノ出町７番２号、事務所高知県安芸市矢ノ丸２丁目10番23号
相続財産管理人　本田　修二

高知家庭裁判所安芸支部

平成２１年（家）第９０２６号

長崎県西海市大瀬戸町松島外郷2522番地
申立人　冨永　輝美
本籍長崎県西彼杵郡松島村外郷2090番地、最後の住所不明、死亡の場所長崎県西彼杵郡松島村、死亡年月日昭和７年６月19日、出生の場所不明、出生年月日明治８年１月３日、職業不明
被相続人　亡　藤田　スワ
長崎県西海市西彼町大串郷305番地
相続財産管理人　司法書士　木下　七郎

長崎家庭裁判所

平成２１年（家）第４０４１号

宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂11938番地２
申立人　津倉地区自治会
本籍宮崎縣宮崎郡那珂村大字東上那珂223番戸、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所不詳、死亡年月日大正２年６月23日、出生の場所不詳、出生年月日慶應３年９月18日、職業不詳
被相続人　亡　岩﨑　銀藏
事務所宮崎県宮崎市瀬頭２丁目５番29号
相続財産管理人　河野　俊治

宮崎家庭裁判所